

すべての^大の方々へ！
そしてこれから^人になる子ども達へ！

宝塚市子ども条例

こんな思いで作りました。
みんなで一緒に
考えてみませんか！

(条例前文)

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在です。性別、国籍、障害などにかかわらず、子どもは、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利を有し、個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。

また、子どもが、他の人の人権や社会のルールを守ること大切で。

しかしながら、少子化、核家族化、地域連帯の希薄化等が進む中、いじめ、児童虐待及び子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取りまく環境は大きく変化しています。

このような状況の下、私たちは、日本国憲法が保障する基本的人権及び児童の権利に関する条約を尊重し、豊かな山なみ等恵まれた自然があり、歴史及び文化の息づく宝塚のまちで、社会の一員である子どもが夢と希望を抱き、命を慈しみ、人を思いやる心を持ち、健やかに成長するとともに、子どもを育てることが楽しくなるまちの実現を目指し、この条例を制定します。



子どもが一人の人間として尊重され、
いきいきと成長していくことが
大切にされるために!!



地域住民・事業主

子どもの育ちを支える
環境づくり、地域の活動を
推進します。

保護者

子育てに第一の責任をもち、
子どもを支え導きます。

子どもを支える
大人の役割は

市・学校等

子どもの育ちを支援する
取組を推進します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成の基本理念を定め、家庭、学校等、地域住民、事業主及び市の役割を明確にするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが健やかに育つ社会の実現を目的とする。

18歳になるまでの
すべての子どものことを
いいます。

子どもが健やかに成長するには大人
の指導も必要です。大人は「子ども
の視点」を大切に、しっかりと子
どもに向き合う必要があります。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 学校等 学校教育施設及び児童福祉施設をいう。

学校や幼稚園、保育所や
児童館等をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもの育成は、子どもの自主性を尊重しながら子どもを導き、子ども自らが生きる力を育てること等子どもの最善の利益を考慮し、行われなければならない。

2 子どもの育成は、家庭、学校等、地域住民、事業主及び市がそれぞれの役割に応じて取り組むとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。



子どもの声

- ◎親も子どもの言うことを聞いて、子どもも親の言うことを聞いたら、子どもたちが元気に幸せに暮らせる。
- ◎子どものくせにという大人をなくしてほしい。
- ◎親、先生だからと威張らないでほしい。
- ◎おとなは子どもが悪いことをしたらちゃんと怒ってほしい。
- ◎みんなで協力して宝塚が良いまちになったら良いなあと思った。

*パブリックコメントで出た子どもの意見です。

第2章 協働の取組

(家庭の役割)

第4条 父母その他の保護者は、子育てに対して第一義的責任を有しており、子どもが人格を形成する上で最も重要な役割を担っていることを理解し、家族がお互いに人格を認め合い、子どもが健やかに育つよう努めなければならない。

子どもは家庭の中で愛されてこそ、自分を大切に、他人のことも認められるようになるはず。親や家庭の役割の重要性を確認する必要があります。

(学校等の役割)

第5条 学校等は、教育には次代の担い手である子どもが個性を大切に、主体的に生きることができるよう育成すること等の重要な使命があることを認識し、家庭及び地域住民と連携を図り、子どもがいきいきと育ち、かつ、学ぶことができるよう努めなければならない。

学校等は、子どもがよりよく生きるために必要な学力や豊かな人間性を育み、誰もが楽しく、安心して過ごせる場づくりが必要です。また、家庭や地域の人々と協力し、支援していくことも必要です。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、地域が子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であることを認識し、地域社会における子どもの健全な育成、子育て家庭への支援等に努めなければならない。

子どもをもっとも身近で見守り支えるのは地域の人々です。子どもを元気に幸せに育てるために、また、犯罪等から子どもを守り支えるために、地域の人々の意識づくり、関係づくりを進めていくことが大切です。

(事業主の役割)

第7条 事業主は、その事業所で働く保護者がその子どもとの関わりを深めることができるよう、雇用環境の整備に努めなければならない。

2 事業主は、子どもの社会性を育むため、地域住民及び学校等が行う子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければならない。

市は、子どもが健やかに育つよう様々な施策に取り組むとともに、家庭や学校、地域住民等みんなで子どもを育てることができるよう調整します。

(市の役割)

第8条 市は、子どもの育成に関する施策を推進するとともに、家庭、学校等、地域住民及び事業主が相互に連携並びに協力が図れるよう調整を行うものとする。

子ども条例では、「だからこれができる」「こうしなさい」という具体的なことは決めていません。大きな考え方とこれからの方向をつくりました。条例に書いてあることを具体的に実現するために計画をつくって実行していきます。

第3章 基本となる施策

(子ども及びその家庭への支援)

- 第9条 市は、地域住民及び関係機関等と連携を図り、子ども及びその家庭への支援を総合的に、かつ、きめ細やかに推進するものとする。
- 2 市は、母子の健康づくりの支援、小児医療の充実、思春期保健対策等の施策を推進するものとする。
- 3 市は、子どもに対する虐待の防止に関する支援、障害のある子どもに関する支援、ひとり親家庭に関する支援その他の要保護児童に関する施策を推進するものとする。

(子育てと仕事の両立支援)

- 第10条 市は、男女共同参画の推進を図るとともに、事業主への啓発、保育施設の整備等の子育てと仕事の両立支援を推進するものとする。
- 2 市は、保育の需要を的確に把握し、待機児童の解消及び多様な保育サービスの提供を図るものとする。

(教育環境の整備)

- 第11条 市は、子どもの人格の完成を目指し、心身ともに健康な子どもの育成を行うという教育の普遍的な使命を踏まえ、学校教育の充実を図るものとする。
- 2 市は、人間形成の基礎が培われる乳幼児期から細やかな教育を推進するため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等が相互に連携を図れるよう調整するものとする。

- 3 市は、いじめ、不登校、非行等の防止のため、関係機関と連携を図り、必要な対策を講ずるものとする。

子どもを育てる家庭がゆとりを持って子育てをしていくことができるよう、地域で親同士が交流できる機会や、様々な子育て支援サービスを充実していくことが大切です。虐待を受けた子どもや家庭等に対して、また、子どもが学校に行きたくない、いじめで悩んでいる等困っていることの解決に向けて、市や関係機関、学校や家庭、地域の人々が協力して支援していくことが必要です。

(安全・安心の子育て環境の整備)

- 第12条 市は、安全な道路交通環境の整備、公共施設のバリアフリー化等の子育てをしやすい生活環境の整備に努めるものとする。
- 2 市は、地域住民及び関係機関と連携して、子どもに対する犯罪の防止に努め、子どもが安全で安心して育つ環境の整備を図るものとする。

(家庭及び地域の子育て力及び教育力の向上)

- 第13条 市は、子どもを地域社会全体で育てる観点から、家庭、学校等及び地域住民との連携の下、家庭及び地域の子育て力及び教育力の向上に努めるものとする。
- 2 市は、子どもの発達過程に応じて、家庭教育に関する学習の機会及び情報を提供するものとする。

子どもの声

- ◎虐待は子どもの一生を台無しに思う。虐待はなくしてほしい。
- ◎いじめのない楽しい学校生活があったら良い。まず、学校自体が変わらないといけない。生徒そして先生一人ひとりが「安心して学べる学校」作りに協力したらよい。
- ◎子どもを狙った犯罪が多いし、子どもも危険な遊びをしているのでパトロールしてほしい。
- ◎タバコやゴミのポイ捨ての対策が必要。



*バブリックコメントで出た子どもの意見です。

市内には、図書館や公民館等の社会教育施設や児童館等があり、自然も多く学校以外にも色々な「学びの場」があります。
色々な体験や交流から課題を乗り越えていく力、自分で考えて行動する力、自分の責任や義務について理解する力をつけてほしいと考えています。

(子どもの社会参加の促進)

第14条 市は、子どもが社会の一員であることを認識し、市政等についての情報及び意見を表明する機会を提供するとともに、子どもの意見を市政等に反映するものとする。

2 市は、子どもが遊び、学習等を通して他者との関係及び相互理解を深めるための生活体験、社会体験及び自然体験の機会を提供するものとする。

3 市は、子どもの自発的な参加を支援するため、子どもが自由に安心して集うことができる居場所の整備を図るものとする。

子ども向けの情報「たからづかKIDS(キッズ)」
<http://www2.city.takarazuka.hyogo.jp/kids/>



- ◎宝塚市では、子どもも社会の一員として考えた上でこのような条例を考えているので良い。
- ◎子どもの意見を取り入れるのは子どもにとっても良いこと。色々なことに参加できて良い。子どもが参加するためにも大人も参加してほしい。
- ◎大人だけで何でも決めずに子どもの意見も聞いて取り入れようとしているから良い。もし大人だけなら子どもの楽しめない所もあると思う。
- ◎授業の中で、本当に大切にされ尊重されることはどういうことかを考えたり体験として実感できる機会をつくってほしい。
- ◎自分にも権利があるし、他人にも権利がある。自分や周りの人を大切にしていけることが大事。
- ◎公園を増やしてほしい。
- ◎児童館など安心して遊べる場所を増やしてほしい。
- ◎異年齢交流の機会があればいろんな友だちができて考えも変わると思う。
- ◎地域の人たちと活動できる場がないので、お祭り等の行事をしてほしい。

*パブリックコメントで出た子どもの意見です。

知っていますか？子どもに関する相談窓口「たからづか KIDS(キッズ)」にも載せています。

子ども家庭なんでも相談	市家庭児童相談室	0797-77-9111	月～金 9:00～17:30
悩みの電話相談(子ども専用)	御殿山ひかりの家	0797-84-0947	24時間対応
子どもの権利サポート委員会 (子どもの悩み相談)	市子どもの権利サポート委員会	0120-931-170 (携帯・公衆電話可(無料))	月～金 13:00～19:00 土、第1・3火 10:00～17:00
教育相談	市教育支援課	0797-87-1718	月～金 9:00～17:30
青少年何でも相談ダイヤル	市教育支援課	0797-84-0937	月～金 9:00～19:00
青少年非行防止相談	市青少年センター	0797-84-9672	月～金 9:00～17:30
ひょうごっ子 (いじめ・体罰・子ども安全)相談 24時間ホットライン	ひょうごっ子 悩み相談センター	0120-0-78310 (携帯電話可(無料))	24時間対応 面接(予約制)月～金9:00～17:00
子どもの人権110番	兵庫子どもの人権委員	0120-007-110 078-393-0118 (IP電話用有料)	月～金 8:30～17:15
児童虐待防止24時間ホットライン	県川西こども家庭センター	072-759-7799	24時間対応

第4章 推進体制

(計画の推進)

第15条 市長は、子どもの育成に関する施策を総合的に、かつ、計画的に推進するため、当該施策に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定し、又は変更しようとする場合は、宝塚市子ども審議会条例（平成25年条例第34号）に規定する宝塚市子ども審議会（以下「子ども審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、行動計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(評価)

第16条 市長は、行動計画に基づいて行った施策について評価をするものとする。

2 市長は、施策を評価する場合は、子ども審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の評価について遅滞なくこれを公表するものとする。

子どもの視点に立って計画を実行していくためには子どもも大人も力を合わせて、みんなで子どもを育てることが楽しくなるまち宝塚をつくっていきましょう。

子どもの声

- ◎条例ができて、宝塚の地域の人に伝わって、全員がわかり合えたらよいと思う。
- ◎条例が実際に活用されてほしいと思う。

*パブリックコメントで出た子どもの意見です。

宝塚市次世代育成支援行動計画『たからっ子「育み」プラン』を策定し、様々な施策を推進していきます。

市ホームページにも掲載しています。

<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>
(ページID：1010843)

●発行 平成19年（2007年）11月 初版
令和3年（2021年）7月 12版

●宝塚市子ども未来部子ども家庭室子ども政策課
〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
●電話：0797-71-1141(代表)

